

操法実施要領の改正箇所

1 積載品の名称変更について

頁	新	旧																																				
9	<p>1 ポンプ車各部の名称</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">積 載 品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">ホース (65 mm×20m以上)</td> <td style="width: 10%;">6本</td> <td style="width: 30%;">枕木</td> <td style="width: 30%;">1個</td> </tr> <tr> <td>吸管 (75 mm×8 m以上)</td> <td>1本</td> <td>とび口 (1.5m以上)</td> <td>1本</td> </tr> <tr> <td>筒先 (23型以下の噴霧ノズル付)</td> <td>2本</td> <td rowspan="2">吸管ひかえ綱 (10 mm×10m以上)</td> <td rowspan="2">1本</td> </tr> <tr> <td>車輪止め</td> <td>1対</td> </tr> </tbody> </table>	積 載 品				ホース (65 mm×20m以上)	6本	枕木	1個	吸管 (75 mm×8 m以上)	1本	とび口 (1.5m以上)	1本	筒先 (23型以下の噴霧ノズル付)	2本	吸管ひかえ綱 (10 mm×10m以上)	1本	車輪止め	1対	<p>1 ポンプ車各部の名称</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">積 載 品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">ホース (65 mm×20m以上)</td> <td style="width: 10%;">6本</td> <td style="width: 30%;">枕木</td> <td style="width: 30%;">1個</td> </tr> <tr> <td>吸管 (75 mm×8 m以上)</td> <td>1本</td> <td>とび口 (1.5m以上)</td> <td>1本</td> </tr> <tr> <td>筒先 (23型以下の可変式ノズル付)</td> <td>2本</td> <td rowspan="2">吸管ひかえ綱 (10 mm×10m以上)</td> <td rowspan="2">1本</td> </tr> <tr> <td>車輪止め</td> <td>1対</td> </tr> </tbody> </table>	積 載 品				ホース (65 mm×20m以上)	6本	枕木	1個	吸管 (75 mm×8 m以上)	1本	とび口 (1.5m以上)	1本	筒先 (23型以下の可変式ノズル付)	2本	吸管ひかえ綱 (10 mm×10m以上)	1本	車輪止め	1対
積 載 品																																						
ホース (65 mm×20m以上)	6本	枕木	1個																																			
吸管 (75 mm×8 m以上)	1本	とび口 (1.5m以上)	1本																																			
筒先 (23型以下の噴霧ノズル付)	2本	吸管ひかえ綱 (10 mm×10m以上)	1本																																			
車輪止め	1対																																					
積 載 品																																						
ホース (65 mm×20m以上)	6本	枕木	1個																																			
吸管 (75 mm×8 m以上)	1本	とび口 (1.5m以上)	1本																																			
筒先 (23型以下の可変式ノズル付)	2本	吸管ひかえ綱 (10 mm×10m以上)	1本																																			
車輪止め	1対																																					
33	<p>1 小型ポンプ各部の名称</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">積 載 品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">ホース (65 mm×20m以上)</td> <td style="width: 10%;">3本</td> <td style="width: 30%;">枕木</td> <td style="width: 30%;">1個</td> </tr> <tr> <td>吸管 (75 mm×6 m以上)</td> <td>1本</td> <td>とび口 (1.5m以上)</td> <td>1本</td> </tr> <tr> <td>筒先 (23型以下の噴霧ノズル付)</td> <td>1本</td> <td>吸管ひかえ綱 (10 mm×8 m以上)</td> <td>1本</td> </tr> </tbody> </table>	積 載 品				ホース (65 mm×20m以上)	3本	枕木	1個	吸管 (75 mm×6 m以上)	1本	とび口 (1.5m以上)	1本	筒先 (23型以下の噴霧ノズル付)	1本	吸管ひかえ綱 (10 mm×8 m以上)	1本	<p>1 小型ポンプ各部の名称</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">積 載 品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">ホース (65 mm×20m以上)</td> <td style="width: 10%;">3本</td> <td style="width: 30%;">枕木</td> <td style="width: 30%;">1個</td> </tr> <tr> <td>吸管 (75 mm×6 m以上)</td> <td>1本</td> <td>とび口 (1.5m以上)</td> <td>1本</td> </tr> <tr> <td>筒先 (23型以下の可変式ノズル付)</td> <td>1本</td> <td>吸管ひかえ綱 (10 mm×8 m以上)</td> <td>1本</td> </tr> </tbody> </table>	積 載 品				ホース (65 mm×20m以上)	3本	枕木	1個	吸管 (75 mm×6 m以上)	1本	とび口 (1.5m以上)	1本	筒先 (23型以下の可変式ノズル付)	1本	吸管ひかえ綱 (10 mm×8 m以上)	1本				
積 載 品																																						
ホース (65 mm×20m以上)	3本	枕木	1個																																			
吸管 (75 mm×6 m以上)	1本	とび口 (1.5m以上)	1本																																			
筒先 (23型以下の噴霧ノズル付)	1本	吸管ひかえ綱 (10 mm×8 m以上)	1本																																			
積 載 品																																						
ホース (65 mm×20m以上)	3本	枕木	1個																																			
吸管 (75 mm×6 m以上)	1本	とび口 (1.5m以上)	1本																																			
筒先 (23型以下の可変式ノズル付)	1本	吸管ひかえ綱 (10 mm×8 m以上)	1本																																			

【改正理由】

日本消防検定協会が規定するノズルの名称との整合性をはかり、ノズルとはストレート放水から噴霧注水に可変できるものとするため。

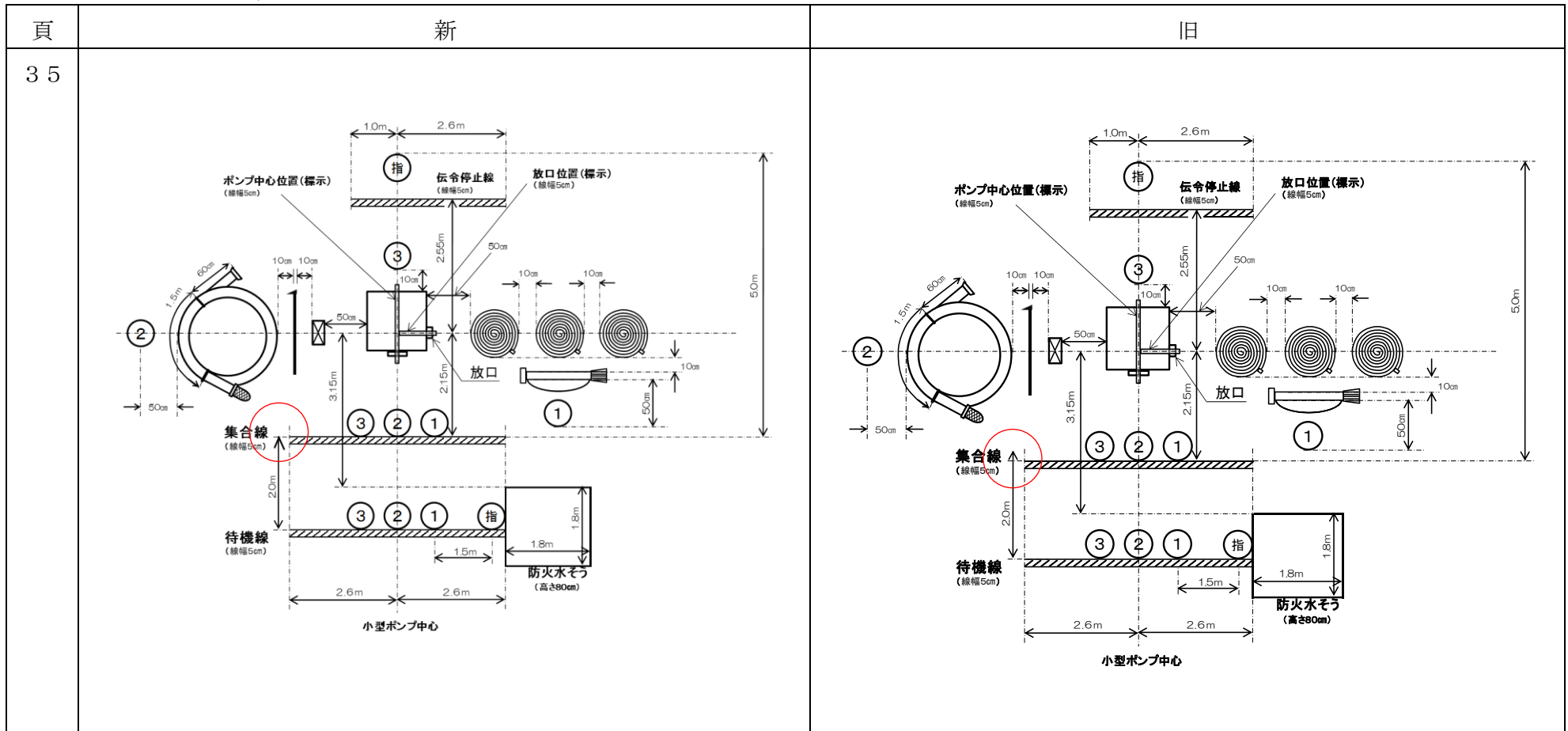
2 機材のセッティング方法の実施要領への記載について

頁	新	旧
1 1	<p>2 機材のセッティング (ポンプ車)</p> <p>(1) 配置は実施要領定位図のとおりとする。</p> <p>(2) ホースの配置は、めす金具が手前になるよう6本を1列に並べ、ステップ後端より30センチメートル以上離して、めす金具が浮かないように置く(ホースの間隔は問わない)。</p> <p>(3) 椅子やボックス等が妨げとなり、ホースが1列に並べられない場合には、椅子等を取り外すか、その上に板を設けてホースを並べる。 ただし、椅子等を取り外すことが出来ない構造等やむを得ない場合、6本うち2本を椅子等の上に置くことができる。</p> <p>(4) (2)、(3)によるホース積載スペースを確保できない場合については、ステップ後端(テールランプを含む)を超えてホースを並べる板を設けることができる。 この場合、その板の幅を車幅に合わせることをとする。</p> <p>(5) ホースを並べる板を設ける場合、板の材質は木板または鉄板とし、仕切を設けずフラットにする。また、ホースを並べる板を設けた場合、筒先用のキャッチと受けを必ず取り付ける。</p> <p>(6) とび口は必ずキャッチにはめ込み(方向は問わない)、この際、刃先は車両の後方側の位置とし、操法隊員に向けられることなく、安全に操作できること。なお、とび口収納場所が外面にない車両はキャッチを取り付けてとび口をセットする。</p> <p>(7) 輪ゴムを使用せず、控綱を束ねて結着のみで籐かごに取り付けてもよい。</p> <p>(8) 出場車両は、サイドミラーを倒した状態で競技を行わない。</p> <p>(9) 出場車両は、窓を全開にする。</p>	<p>2 機材のセッティング (ポンプ車)</p> <p>(1) 配置は実施要領定位図のとおりとする。</p> <p>(2) ホースの配置は、めす金具が手前になるよう6本を1列に並べ、ステップ後端より30センチメートル以上離して、めす金具が浮かないように置く(ホースの間隔は問わない)。</p> <p>(3) 椅子やボックス等が妨げとなり、ホースが1列に並べられない場合には、椅子等を取り外すか、その上に板を設けてホースを並べる。 ただし、椅子等を取り外すことが出来ない構造等やむを得ない場合、6本うち2本を椅子等の上に置くことも可。</p> <p>(4) ホースを並べる板を設ける場合、板の材質(木板、鉄板等)は問わないが、仕切を設けずフラットとする。</p> <p>(5) ホースを並べる板を設けた場合でも、筒先用のキャッチと受けを必ず取り付ける。</p> <p>(6) (1)から(5)によるホース積載スペースを確保できない場合については、ステップ後端(テールランプを含む)を超えてホースを並べる板を設けることができる。 この場合、その板の幅を車幅に合わせることをとする。</p> <p>(7) とび口を必ずキャッチにはめ込む。なお、とび口収納場所が外面にない車両にもキャッチを取り付けてとび口をセットする。</p> <p>(8) 輪ゴムを使用せず、控綱を束ねて結着のみで籐かごに取り付けてもよい。</p> <p>(9) 出場車両は、サイドミラーを倒した状態で競技を行わない。</p>

【改正理由】

ホース配置において、ホースを並べられるにも係わらず「ホースを並べる板を取り付けてよいか。」の質問が多く寄せられ説明の内容を見直した。基本的に実施要領定位のとおりだが、旧表(2)と(3)の要件を満たせない場合に(6)のホースを並べる板を設けられるとの内容を、より分かりやすく改正したもの。新表(9)窓全開を追加。新表(6)「刃先は…操作できること」新規追加

3 小型ポンプの定位について



【改正理由】

旧表において、待機線から集合線までの矢印表記に誤りがあったもの。新表にて正規位置に修正。